

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が財政的な援助等を行っている出資団体（出資率25%以上の団体）、損失補償団体、補助団体等、指定管理者（公の施設を管理する団体）について、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行に関して監査を実施したものです。

2 監査実施団体

本県の財政的援助団体等は、多数にわたるため、次の60団体を選定して監査を実施しました。

選 定 区 分		実施数
出 資 団 体	100%出資団体	7
	25%以上 100%未満の出資団体	9
	小 計	16
損失補償団体		1
補 助 団 体 等	学校法人	15
	社会福祉法人	5
	商工会議所、商工会	5
	土地改良区等	13
	小 計	38
指 定 管 理 者		5
合 計		60

3 監査法人の活用

出資団体のうち、愛知県住宅供給公社及び公益財団法人科学技術交流財団、指定管理者のうち、コングレ・愛知グループについては、監査法人への委託により、公認会計士が監査に同行し、財務諸表の適正性の検証の精度を上げるとともに、事務事業の費用対効果の面からの考察も行いました。

4 監査結果及び監査意見

監査を実施した結果、11団体において指摘事項が2件、指導事項が8件、検討事項が2件ありました。また、その他に県に対する監査意見が1件ありました。これらの内容は別紙のとおりです。

<区分>

指摘事項：注意改善を必要とする事項

指導事項：注意改善を必要とする事項のうち、その程度が軽微なもの

検討事項：改善に向けて検討する必要があると認められるもの

5 今後の予定

今回の監査の結果、知事等が監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知があり、監査委員は、当該通知に係る事項を公表することとなります。

1 監査結果

(1) 注意改善を必要とする事項（指摘事項）【2件】

○ 愛知県公立大学法人

当法人に対する税務署の税務調査により、報酬、謝金、賃金に係る源泉徴収所得税の計算において、課税対象額の算定及び税額表の適用を誤っていたという指摘を受け、過少申告に係る加算税、延滞税を含めて、法人が4,128,434円支出することとなった。

<事案の概要>

当法人に対する税務署の税務調査において、源泉徴収の誤りについて、次のとおり指摘を受けている。

- ① 報酬、謝金の請求書等において、消費税等の額が明示されていない場合は、消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対象となるところ、消費税抜金額から源泉徴収していた。
- ② 個人事業主に業務委託料として支払ったうち、報酬・謝金分について源泉徴収していなかった。
- ③ 賃金雇用者（アルバイト）について、給与支払い方法及び雇用期間から判断すると「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表を適用すべきところ、日額表丙欄を適用して源泉徴収していた。

なお、課税漏れの是正による追加納付額は、本来、各受益者から徴収すべきであったが、対象件数が平成19年度から平成23年度までの5年間で5,569件もあり、各受益者への説明、回収等の事務手続の費用対効果を考慮して、当法人が負担している。

[追加納付額の内訳]

報酬・謝金分	657,060円
業務委託料分	1,816,165円
賃金分	1,062,029円
立替納付に伴う税額分	282,380円
加算税及び延滞税	310,800円
計	4,128,434円

○ 公益財団法人暴力追放愛知県民会議

当法人は、基本財産運用益の大幅な落ち込みなどにより、平成23年度の経常増減額において24,634,055円の損失が生じている。また、損失は平成22年度に引き続き生じたものであり、その額も増加している。

基本財産（15億円）については満期保有目的債券により運用しているが、運用利率は円ドル為替の水準によって変動するものであり、近年は急激な円高によりその運用益が大幅に落ち込んでいる。

現在、経常増減額の損失は公益事業実施基金の取崩しにより補てんされているが、今後の為替相場の動向によっては、平成 26 年度以降は基本財産の一部を取崩すことも想定されている。

こうしたことから、法人においては、経費の削減にとどまらず、事業内容の見直しを含めた検討を行い、経営の改善に努める必要がある。

< 事案の概要 >

[経常増減額の推移]

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
7, 152, 349 円	△864, 881 円	4, 369, 139 円	△17, 139, 915 円	△24, 634, 055 円

[基本財産運用益の推移]

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
44, 402, 590 円	37, 790, 840 円	35, 116, 045 円	14, 976, 850 円	500, 000 円

[基本財産の運用方法]

債券の名称	運用金額	運用開始時期	満期	利 率
国際復興開発銀行債	10 億円	平成 15 年	30 年	1 年目 3.5% 2 年目以降 円ドル為替により変動 最低利率 0% 最高利率 3.5%
欧州復興開発銀行債	5 億円	平成 16 年	30 年	1 年目 3.0% 2 年目以降 円ドル為替により変動 最低利率 0.1% 最高利率 —

(2) 注意改善を必要とする事項のうち、その程度が軽微なもの（指導事項）【8 件】

○ 愛知県土地開発公社

扶養手当において、支給要件を満たさなくなった配偶者に係る支給の終期を誤ったため、地域手当とあわせ 16, 081 円の過支給となっていた。

< 事案の概要 >

公社の各種手当は県に準じて支給されているため、扶養手当に係る支給の終期は事実が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月となるが、平成 23 年 10 月 1 日に配偶者が支給要件を喪失（1 日に半年間の雇用契約を締結し、給与月額が扶養手当の所得限度額の 12 分の 1 以上になった。）していたにもかかわらず、10 月分の扶養手当及び地域手当が支給されていた。

[過支給の内訳]

扶養手当	15, 100 円
地域手当	981 円
計	16, 081 円

○ 社会福祉法人愛知県厚生事業団

当法人が指定管理者となっている心身障害児療育センター第二青い鳥学園の洗濯・清掃業務委託において、仕様書では月曜日から土曜日まで毎日清掃を実施することになっていたが、実際には土曜日には実施されず、この状態が平成 17 年度から続いていた。

<事案の概要>

心身障害児療育センター第二青い鳥学園の洗濯・清掃業務委託契約（4,880 千円）の仕様書では、清掃業務実施日について、月曜日から金曜日までは午前 8 時 30 分までに、土曜日は午前中に実施するよう規定されているが、土曜日は実施されていなかった。

当学園は土曜日が閉園日であり、土曜日の清掃は想定していないにもかかわらず、平成 17 年度から仕様書の見直しが行われておらず、適切な履行確認がなされていなかったことをうかがわせるものである。

なお、当契約は洗濯業務と清掃業務の一括契約であり、積算上の内訳が示されていないことなどの理由により、非違額の算出は困難である。

○ 愛知県道路公社

勤務時間外における公用車での移動時間が時間外勤務手当の支給対象時間として処理され、過支給となっていたものが合計 40 件、130,642 円あった。

<事案の概要>

当公社の各種手当は県に準じて支給されているため、公務により旅行中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当は支給されないが、同公社の公用車運転日誌と時間外勤務命令時間について確認したところ、時間外勤務命令時間に公用車の移動時間が含まれ、時間外勤務手当の過支給となっていたものが、本社始め 4 所属 19 名の職員に対して 40 件、130,642 円あった。

[過支給の内訳]

本社	8 名分	15 件	54,654 円
知多有料道路事務所	3 名分	4 件	11,657 円
猿投グリーンロード事務所	4 名分	13 件	35,924 円
東三河有料道路事務所	4 名分	8 件	28,407 円
計	19 名分	40 件	130,642 円

○ 公益財団法人長寿科学振興財団

国の「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日）では、「基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。①価値の変動が著しい財産－株式、株式投資信託、金、外貨建債券等」とされている。

当法人では、基本財産の運用において、元本が保証されていない仕組債による運用を行い、平成 23 年度決算において基本財産の評価損及び減損損失が 6 億 4, 276 万余円生じていた。また、仕組債のうち元本が保証されている満期保有目的債券についても、2 億 4, 669 万余円の含み損を生じていた。

なお、法人では、平成 17 年 4 月 1 日に資産管理・運用規程を定め運用を行っており、同規程の基本方針で「基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う」としており、現在は同規程に従って運用しているところであり、元本が保証されていない仕組債は、同規程の策定前に購入したものである。

< 事案の概要 >

[基本財産のうち有価証券保有状況]

(単位：円)

区分		帳簿価額	時価評価額	評価損益又は減損損失
仕組債 注1	満期保有目的以外の債券	1,697,911,944	1,055,142,000	△642,769,944 注2
	満期保有目的の債券	2,250,000,000	2,003,303,500	△246,696,500 注3
仕組債以外の債券		202,110,859	202,147,739	36,880
合 計		4,150,022,803	3,260,593,239	△889,429,564

注 1 通常の債券とは異なり、金融派生商品（デリバティブ）を組み込んだ債券。

注 2 評価損は、273,782,444 円。減損損失は、368,987,500 円

注 3 含み損

○ 財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団

私学教職員退職基金補助金において、補助金の算出基礎となる学校法人からの届出書の記載誤りを見過ごし、補助事業に要する経費を過大に報告したため、補助金 3,528 円が過大に交付されていた。

< 事案の概要 >

私学教職員退職基金補助金は、学校法人が設置する学校に勤務する教職員等の退職手当資金に充てるため、当財団が行う退職基金の積立に要する経費に対して補助するもので、標準給与月額合計額に補助率を乗じて補助金額を算出する。

学校法人から財団に提出された標準給与基礎届出書において、標準給与月額が過大に報告されていることを見過ごし、補助事業に要する経費を過大に報告したため、同補助金が平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの 6 か月間分、3,528 円過大に交付されていた。

[補助金額（過大交付分）]

標準給与月額×補助率×6 か月＝算定額

(誤) @500,000 円×19.6/1,000×6＝58,800 円

(正) @470,000 円×19.6/1,000×6＝55,272 円

(△3,528 円)

○ 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会

結核予防対策事業費補助金において、補助対象となる健康診断のために必要な経費を過大に報告したため、補助金 1,461 円が過大に交付されていた。

<事案の概要>

特別養護老人ホーム春緑苑では、年に 2 回定期健康診断を行っており、多くの入所者が 2 回とも結核に係る検診を受診している。補助金交付要綱では、補助の対象を同一年度内で同一人に対して 1 回限りと規定しているにもかかわらず、入所者のうち 2 名について、2 回分の検診費を補助対象経費として申請し、補助金が交付されていた。

[補助金額（過大交付分）]

結核に係る定期の健康診断事業費×補助率＝算定額

(誤) (@497 円×62 人+@1,695 円×292 人) × 2/3=350,502 円

(正) (@497 円×61 人+@1,695 円×291 人) × 2/3=349,041 円

(△1,461 円)

(注) @497 円は医療機関で 100mm ミラーカメラにより間接撮影を受ける場合の単価

@1,695 円は医療機関で直接撮影を受ける場合の単価

○ 社会福祉法人亀泉会

軽費老人ホーム利用料補助金の補助対象経費に係る指名競争入札において、第 1 回入札で予定価格の範囲内で応札されたにもかかわらず、第 2 回目の入札を実施するなど、適正な入札の執行がなされていなかった。

<事案の概要>

ケアハウスジュケイエンの会議室改修工事の指名競争入札において、次のとおり適正な入札の執行がなされていなかったため、入札の公平性、透明性の観点から注意改善を必要とするものである。

① 第 1 回入札で予定価格の範囲内で応札されたにもかかわらず、第 2 回目の入札をしていた。

② 契約者が最低入札者と異なっていた。

③ 入札結果発表において、落札額が発表されていない。

なお、仮に第 1 回入札における最低入札者と契約した場合、契約金額が 493,500 円低減されたことになるが、軽費老人ホーム利用料補助金は当該契約金額より低い「基準額」により算出されているため、補助金の返還は生じない。

○ 愛知県厚生農業協同組合連合会

病院内保育所運営費補助金において、補助対象となる 24 時間保育の運営日数を過大に報告したため、補助金 16,000 円が過大に交付されていた。

< 事案の概要 >

江南厚生病院野いちご保育所における 24 時間保育の運営日数を年間 120 日として補助金の実績報告書を提出していたが、保育士の勤務実績表を確認したところ、同運営日数は 119 日であった。

[補助金額 (過大交付分)]

基礎単価×24 時間保育運営×補助率=算定額

(誤) @23,410 円×120 日×2/3≒1,873,000 円

(正) @23,410 円×119 日×2/3≒1,857,000 円

(△16,000 円)

(3) 改善に向けて検討する必要があると認められるもの (検討事項) 【2 件】

○ 愛知県公立大学法人

愛知県公立大学法人会計規則の規定では、出納責任者は、金銭を収納した場合には、金融機関への振込み又は口座振替によって入金された場合を除き、領収書を発行しなければならないとされているが、当法人では、コンサートのチケット販売において、購入者から依頼があった場合のみ領収書を発行していた。

領収書発行の意義を明確にした上で、必要に応じて規定の見直しを検討されたい。

< 事案の概要 >

[平成 23 年度領収書発行件数等]

現金によるチケット販売件数 2,798 件 販売額 3,365,800 円

うち領収書発行件数 3 件 発行額 133,500 円

< 参考 >

愛知県公立大学法人会計規則

(領収書の発行)

第 24 条 出納責任者は、金銭を収納した場合には、別に定める領収書を発行しなければならない。

2 金融機関への振込み又は口座振替によって入金された場合には、領収書の発行を省略することができる。

○ 愛知県住宅供給公社

財務諸表の注記事項に示されている重要な会計方針において、退職給付引当金は、「当期末の公社都合退職による期末要支給額の全額」を計上することとなっているが、勤続年数が 25 年に満たない職員については、自己都合退職による期末要支給額が計上されていた。

また、貸倒引当金は、「一般債権については貸倒実績率」により計上することとなっているが、賃貸管理事業に係る未収金の一部について引当金が計上されていなかった。

当社の現状を踏まえ、引当金の計上基準について検討されたい。

<事案の概要>

[退職給付引当金]

引当金の計上基準に従えば、勤続年数が 25 年に満たない職員に係る引当額についても公社都合退職による期末要支給額を計上することになり、現状の引当額では不足する可能性がある。

勤続年数が 25 年に満たない職員については、比較的勤続年数が短く、定年前に自己都合により退職をする場合もあったため、実務的に 25 年を境として自己都合退職による期末要支給額を計上していた。

[貸倒引当金]

引当金の計上基準に従えば、「一般債権については、貸倒実績率」により貸倒引当金を計上することになっているが、一般債権として区分している賃貸住宅入居者で家賃の滞納が 1 年未満の債権については、全額回収する方針であるため、貸倒実績率に基づく貸倒引当金が計上されていない。

[貸借対照表（平成 24 年 3 月 31 日現在）決算額]

（退職給付引当金計上額）	1,625,786,416 円
（引当金計上基準による場合）	1,657,147,679 円
	（△31,361,263 円）

（貸倒引当金計上額）	124,836,815 円
（引当金計上基準による場合）	125,673,560 円
	（△836,745 円）

2 監査意見【1件】

○ 公益財団法人長寿科学振興財団の監査結果に添えた監査意見

<所管課 健康福祉部健康対策局健康対策課>

県は長寿科学に関する調査研究の実施、研究の助長奨励等を促進することを目的として 21 億円の出資を行ったものであり、法人に対する出資金が出資の目的に従って適正に管理されるよう関与していくことが必要であると考えられる。したがって、出資金が運用により失われ、結果、法人の事業運営に支障が生じるおそれがないよう何らかの関与が求められる。

しかし、県においては、当法人が国の所管であること、また、県の出資の割合が 2 分の 1 未満であることから地方自治法第 221 条第 1 項に規定する予算の執行に関する長の調査権等が及ばないといった理由から、法人の基本財産の運用に関して、これまで特段の関与を行ってこなかった。

今後は、県においても出資金の運用状況を把握し、出資の目的に従って適正に管理されるよう必要な関与に努められたい。

< 事案の概要 >

公益財団法人長寿科学振興財団に対する指導事項に同じ